



空き家を取得する費用を補助します

【若者・移住者向け】

若者又は移住者が空き家バンクに登録されている空き家を取得する費用の一部を補助します。

1 補助の内容

- **空き家バンク登録物件を取得する費用の1/2の額**
▷ 上限額 30万円（子育て世帯の場合 50万円）
* 取得と改修の両方の補助を活用する場合、子育て世帯の上限額加算はいずれか一方

2 補助の対象者

- 次の全てに該当する方です。
 - (1) 若者世代（申請者又はその配偶者が満39歳以下）又は移住者（北上市に転入後4年以内の者又は転入を予定している者）であること
 - (2) 取得する住宅に5年以上居住すること
 - (3) 市税の滞納がないこと
 - (4) 過去にこの補助金の交付を受けていないこと

3 補助の対象となる空き家

- **市の空き家バンクに登録されている物件です**
(親族が所有する空き家である場合は対象外)

【北上市空き家バンク】

URL : <https://kitakami-akiya.net>



4 補助の対象となる事業

- 次の全てに該当する事業です。
 - (1) **空き家バンク登録物件を取得**すること
 - (2) 交付決定以降に補助対象物件を取得すること
 - (3) 申請年度の3月10日までに補助金請求ができること
 - (4) 補助金請求前に所有権移転登記を完了すること
 - (5) 補助金請求前に補助対象物件に住民票をおくこと
 - (6) 補助対象物件に5年以上居住すること

5 申請受付期間

- 予算に達するまで



6 申請等の手続き

- 空き家の取得前に申請が必要です。ご注意ください。

補助金申請書類の提出（申請者→市）

【提出書類】

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) 市税を滞納していないことの証明書 等



交付決定通知書の送付（市→申請者）

書類審査後、交付決定通知書を送付します



空き家の取得、移転登記、住民票異動（申請者）

申請内容に変更があった場合は変更申請書を提出



補助金の請求（申請者→市）

【提出書類】

- (1) 補助金交付請求書
- (2) 経費の領収書の写し
- (3) 補助対象物件の登記事項証明書の写し
- (4) 住所異動後の世帯全員の住民票の写し 等



補助金の交付（市→申請者）

適正と認められた場合、指定口座に補助金を振り込みます。

※詳細等、必ず交付要綱をご確認ください。

【申請窓口、お問い合わせ先】
北上市 都市計画課 住宅政策係
☎0197-72-8278

